

○独立行政法人都市再生機構工事監督業務細則

(平成16年7月1日達第106号)

改正 平成19年6月1日達第6号(イ)

改正 平成23年7月1日達第2号(ロ)

目次

第1章 総則

第2章 監督

第3章 雑則

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が行う工事監督の実施に当たり、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達95号）第171条に規定する監督員の業務の実施方法及び工事監督業務の一部を設計監理業者等へ委託（以下「一部委託」という。）する場合の監督員の業務の実施方法を定めることを目的とする。

(監督員の構成)

第2条 監督員は、上席総括監督員、総括監督員、副総括監督員、主任監督員及び監督係員に区分し、その構成は担当部門等の区分に応じ、それぞれ別表の定めるところによる。

2 監督に係る工事の規模、監督に必要な技術の程度、その他技術的な理由を勘案し、必要がないと認められるときは、当該工事の監督員の構成については前項の規定によらないことができるものとする。

3 前項の規定の適用がある場合における工事の監督については、この細則の主旨に従い検査役の指示するところによる。

(監督員の職務)

第3条 監督員は、その職務に応じ契約書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「設計図書」という。）の内容について熟知し、かつ、工事現場の状況に精通し、契約書、設計図書に基づき、工事が円滑に施工されるよう監督しなければならない。

2 監督員は、その職務に応じ、工事現場に臨み厳正に工事を監督しなければならない。

3 監督員は、その職務に応じ、請負者に対する指示等を行わなければならない。

4 監督員は、その職務に応じ、請負者及び地元の関係に留意し、その間に諸種の問題を惹起しないよう配慮しなければならない。

(上席総括監督員の職務)

第4条 上席総括監督員は、工事監督の実施に当たり、総括監督員、主任監督員、監督係員又は副総括監督員を置く場合にあつては、副総括監督員を指揮監督し、一部委託する場合には、その委託業務の適正な履行を図り、監督業務を総括掌理しなければならない。

2 上席総括監督員は、別に定める書面をもって監督員の氏名、職名及び職務内容を、一部委託する場合には、委託業務の受託者、範囲及び内容を工事の請負契約ごとに、遅滞なく、請負者に通知するものとする。変更があった場合も同様とする。

3 上席総括監督員は、監督業務の実施に当たっては、常に的確な処置をとり、重要な事項については、検査役に報告し、又はその指示を受けなければならない。

(総括監督員の職務)

第5条 総括監督員は、工事監督の実施に当たり、主任監督員及び監督係員を、副総括監督員を置く場合にあつては、副総括監督員を指揮監督し、業務分担及び監督事項等を的確に指示し、一部委託する場合には、その委託業務の適正な履行を図り、監督業務を総括掌理しなければならない。

2 総括監督員は、別に定める書面をもって監督員の氏名、職名及び職務内容を、一部委託する場合には、委託業務の受託者、範囲及び内容を工事の請負契約ごとに、遅滞なく、請負者に通知するものとする。変更があった場合も同様とする。ただし、上席総括監督員を置く場合においては、この限りでない。

3 総括監督員は、監督業務の実施に当たっては常に的確な処置をとり、重要な事項については、上席総括監督員を置かない場合にあつては検査役に、上席総括監督員を置く場合にあつては上席総括監督員に、それぞれ報告し、又はその指示を受けなければならない。

(副総括監督員の職務)

第6条 副総括監督員は、工事監督の実施に当たり、主任監督員、監督係員を指揮監督し、監督事項を的確に指示し、一部委託する場合には、その委託業務の適正な履行を図り、監督業務を総括掌理しなければならない。

2 副総括監督員は、監督業務の実施に当たっては、常に的確な処置をとり、重要な事項については、総括監督員に報告し、又はその指示を受けなければ

ばならない。

(主任監督員の職務)

第7条 主任監督員は、工事監督の実施に当たり、監督係員を指揮監督し、一部委託する場合には、その委託業務の適正な履行を図り、分掌する監督業務を掌理しなければならない。

2 主任監督員は、監督業務の実施に当たっては、常に請負者に対し、的確な指示を与え、重要な事項については、副総括監督員を置かない場合にあつては総括監督員に、副総括監督員を置く場合にあつては副総括監督員に、分任検査役に係る場合にあつては、分任検査役にそれぞれ報告し、又はその指示を受けなければならない。

(監督係員の職務)

第8条 監督係員は、主任監督員の指示するところに従って監督業務を行い、監督状況を主任監督員に報告しなければならない。

第2章 監督

(下請負)

第9条 主任監督員は、請負者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、別に定めるところにより、下請負人（受任者を含む。以下同じ。）の名称その他必要な事項をあらかじめ通知することを請負者に請求しなければならない。

2 主任監督員は、前項の規定により、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「下請負」という。）について請負者から通知を受けたときは、その内容を総括監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、下請負の範囲又は下請負人が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、その理由を付して総括監督員に報告しなければならない。

4 総括監督員は、下請負の範囲又は下請負人が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認め、その変更又は取消しを求めようとするときは、その理由を付して検査役に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工体制台帳)

第10条 主任監督員は、請負者から施工体制台帳の提出を受けたときは、その内容、現場把握のうえ、総括監督員に報告しなければならない。

(現場代理人等)

第11条 主任監督員は、請負者から現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技

術者をいう。以下同じ。) (以下「現場代理人等」という。)について通知を受けたときは、総括監督員に報告しなければならない。

- 2 主任監督員は、請負者の現場代理人等又は現場代理人等でない請負者の使用者若しくは労務者について、工事の施工又は管理につき不相当であると認める者があるときは、その理由を付して総括監督員に報告しなければならない。
- 3 総括監督員は、第1項の規定により主任監督員から報告を受けた場合、又は一部委託する場合にあっては受託者の管理技術者(以下「管理技術者」という。)から同様の報告を受けた場合において、現場代理人等について相当であると認めたときは、その内容を検査役に報告しなければならない。
- 4 総括監督員は、請負者の現場代理人等について、工事の施工又は管理につき著しく不相当であると認めその変更を求めようとするときは、その理由を付して検査役に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 総括監督員は、現場代理人等でない請負者の使用者又は労務者について、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認める者があるときは、現場代理人に対し理由を付してその変更を求めなければならない。

(工事に関する書類等)

第12条 監督員は、その職務に応じて、次の各号に掲げる書類等を工事現場に備え付け、これを整備しておくものとする。

一 契約に関する書類

- イ 工事請負契約書写し(契約工程表を含む。)
- ロ 設計図書
- ハ 請負代金内訳書
- ニ 現場代理人等届
- ホ 履行報告
- ヘ 火災保険及び建設業退職金等に関する書類

二 工事施工状況に関する書類

- イ 技術者名簿に関する書類
- ロ 施工体制台帳、施工体系図
- ハ 工事カルテに関する書類
- ニ 工事計画書、施工計画書(実施工程表を含む。)
- ホ 各種施工図等
- ヘ 施工管理記録、工事写真に関する書類
- ト 主要材料に関する書類
- チ 試験に関する書類
- リ 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画等に関する書類

三 その他必要な書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類の記録の方法等は、別に定めるところによる。

(工事カルテ作成・登録)

第13条 主任監督員は、請負者が作成した工事カルテの内容を確認したときは遅滞なく総括監督員に報告しなければならない。

(工事施工計画)

第14条 主任監督員は、設計図書に基づき請負者から提出される工事施工計画について、関連する工事及び地元関係に留意して、その内容を検討し、総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、これを確認し必要に応じ適切な指示を与えなくてはならない。

(関連工事の調整)

第15条 主任監督員は、請負者の施工する工事が機構の発注に係る他の請負者の施工する工事に施工上関連する場合において、その施工の調整を行う必要があるときは、総括監督員にその旨報告し、指示を受けなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、関連する他のすべての工事と総合的に調整を行い、必要な指示を与えなければならない。

(工事着手等の報告)

第16条 主任監督員は、請負者が着工したことを確認した場合には、遅滞なく、総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、検査役に報告しなければならない。

(工事の促進)

第17条 主任監督員は、請負者から提出された実施工程表に基づき、常に工事の工程に注意し、請負者に対し、工事の促進に係る必要な指示を与えなければならない。

2 主任監督員は、工事の進捗状況を総括監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その状況について総括監督員に報告しなければならない。

4 総括監督員は、第2項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、検査役に報告しなければならない。

ならない。

- 5 総括監督員は、第3項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、請負者に警告等を行うとともに、工事促進のために主任監督員又は管理技術者並びに請負者に対し適切な指示を与え、必要に応じて状況を検査役に報告するものとする。

(設計図書)

第18条 主任監督員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき又はその事実につき請負者から書面をもって通知を受けたときは、直ちに、調査を行い、総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
- 二 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。)
- 三 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
- 四 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、その処置について主任監督員又は管理技術者並びに請負者に指示を与え、必要のある場合は、その状況を検査役に報告し、重要なものについては検査役の指示を受けなければならない。

(施工図)

第19条 主任監督員は、請負者から設計図書に基づき作成された施工に必要な細部設計図、原寸図等の提出を受けた場合は、これを検討し、請負者に対し必要に応じ適切な指示を与えなければならない。

(材料の確認等)

第20条 主任監督員は、工事に使用する材料(貸与品及び支給材料を含む。以下同じ。)のうち、設計図書において監督員の確認等を受けて使用すべきものと指定されたものにあつては、品質、数量等について使用前に確認したものでなければ使用させてはならない。

- 2 主任監督員は、前項の規定による確認の結果、不適合と決定した材料を、遅滞なく、工事現場から搬出させ、適合と決定した材料は、主任監督員の承諾を得ないで搬出させてはならない。
- 3 主任監督員は、工事に使用する材料の保管については、周囲の状況、品質等に応じ請負者に適切な管理をさせなければならない。

(施工検査)

第21条 主任監督員は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、請負者の申し出に応じ、遅滞なく、立会い又は段階検査を行わなければならない。

2 主任監督員は、前項の申出を受けた場合において、立会い又は段階検査を行いがたい正当な理由があるときは、直ちに、総括監督員に報告し、その指示を受けた上、請負者に対し適切な処置をとるべきことを指示しなければならない。

3 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、それぞれ指示又は承諾を与えなければならない。

(破壊検査)

第22条 主任監督員は、請負者が主任監督員の指示に反して第20条第1項に規定する確認等又は前条に規定する立会い若しくは段階検査を受けずに施工した場合で、破壊検査の必要があると認めたときは総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたときは、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、破壊検査の必要の有無について検討し、その処置について主任監督員又は管理技術者にそれぞれ指示又は承諾を与え、必要のある場合は検査役の指示を受けなければならない。

(改造請求)

第23条 主任監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、請負者に対し、その改造を請求し、設計図書に適合した工事を実施させなければならない。

(工期の延長)

第24条 主任監督員は、工期延長の必要があると認めたとき、又は請負者から工期延長の申請を受けたときは、速やかに、理由を付して総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、工期延長の必要の有無について検討し、意見を付して検査役に報告しなければならない。

(工事の変更)

第25条 主任監督員は、工事を変更し、又は一時中止若しくは打切る必要があると認めたとき、又は請負者から申出があったときは、速やかに、理由を付して総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けた場合において、その必要があると認めるときは、速やかに、意見を付して検査役に報告し、その指示を受けなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 主任監督員は、請負者から工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更の請求があったときは、直ちに、総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、直ちに、その旨を検査役に報告しなければならない。

3 主任監督員は、請負者から第1項の規定による請求があった日から起算して14日以内に別に定めるところにより残工事量を査定し、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

4 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、残工事量を確認し、直ちに、その結果を検査役に報告しなければならない。

（解体材、発生材等）

第27条 主任監督員は、解体材、発生材、文化財その他工事上支障となる障害物件（以下「解体材、発生材等」という。）が生じたときは、請負者から提出を受けた調書を付して総括監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、あらかじめ解体材、発生材等が生じることが予見され指示されているものは、この限りでない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、その処置について主任監督員又は管理技術者にそれぞれ指示又は承諾を与えなければならない。この場合、重要な事項については検査役に報告し、又はその指示を受けなければならない。

3 主任監督員は、前項の指示があるまで解体材、発生材等について請負者に適切に管理させなければならない。

（建設副産物）

第28条 主任監督員は、請負者から提出された再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画についてその内容を確認のうえ、総括監督員に報告しなければならない。

（検査時の措置）

第29条 主任監督員は、請負者から部分払いの請求のための確認を求められ

たときは、遅滞なく、当該請求に係る工事の出来形部分等について確認を行い、直ちに、総括監督員に報告しなければならない。

- 2 主任監督員は、請負者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、工事が完成していることを確認して、総括監督員に報告しなければならない。
- 3 主任監督員は、検査の実施に立ち会わなければならない。
- 4 主任監督員は、完成、一部完成及び中間検査の結果、検査員から補修又は改造を請負者に命じた旨の通知を受けた場合は、その補修又は改造の履行について監督しなければならない。
- 5 主任監督員は、請負者から前項の補修又は改造が完了した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、補修又は改造が完了したことを確認して、総括監督員に報告しなければならない。
- 6 総括監督員は、第1項、第2項又は前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、それぞれ状況を確認の上、請負者から提出された書類を添付し、直ちに、検査役に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第30条 主任監督員は、災害防止その他施工上、請負者に臨機の措置を採らせる必要があると認められるときは、直ちに、意見を付して総括監督員に報告しなければならない。

- 2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、その必要の有無について検討し、意見を付して検査役に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は自己の判断で指示し、その措置について検査役に報告しなければならない。
- 3 主任監督員は、請負者から災害防止等のため採った臨機の措置について報告を受けたときは、直ちに、その状況を調査し、確認し、総括監督員に報告しなければならない。
- 4 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を確認し、意見を付して検査役に報告しなければならない。

(天災その他不可抗力による損害)

第31条 主任監督員は、天災その他の不可抗力により損害を生じたときは、直ちに、その状況を調査し、総括監督員に報告しなければならない。

- 2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を確認

認し、検査役に報告しなければならない。

3 主任監督員は、請負者から天災その他の不可抗力により工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ちに、調査を行い、その損害の状況を確認し、総括監督員に報告しなければならない。

4 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、その損害の状況を確認し、検査役に報告しなければならない。

(工事目的物の損害)

第32条 主任監督員は、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害について必要と認める場合は、速やかに、その状況を総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けた場合、又は管理技術者から同様の報告を受けた場合において重要と認めるときは、遅滞なく、その事実を調査し、意見を付して検査役に報告しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

第33条 主任監督員は、工事の施工に伴い、工事現場周辺の住民その他の第三者に損害が生じたとき又は工事現場周辺の住民その他の第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに、その状況を調査し、総括監督員に報告しなければならない。

2 総括監督員は、前項の規定により、主任監督員から報告を受けたとき、又は管理技術者から同様の報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を確認し、意見を付して検査役に報告しなければならない。

(契約履行等についての危惧)

第34条 総括監督員は、請負者が行う契約の履行について疑念が生じたときは、速やかに、その理由を調査し、検査役に報告しなければならない。

第3章 雑則

(上席総括監督員を置く場合の監督)

第35条 工事の監督に当たって、上席総括監督員を置く場合については、第2項及び第3項に定めるもののほか、第2章の規定を準用するものとする。この場合において、第2章中「検査役」とあるのは、「上席総括監督員」と読み替えるものとする。

2 総括監督員は、前項の規定により準用された第11条第5項、第14条第2項、第15条第2項及び第21条第3項によって変更又は指示を与えたときは、

その結果を上席総括監督員に報告しなければならない。

- 3 上席総括監督員は、第2章の規定において、総括監督員から報告を受け、又は指示を求められた事項については、検査役に報告し、又は指示を求めるものとする。

(副総括監督員を置く場合の監督)

第36条 工事の監督に当たって、副総括監督員を置く場合については、第2項及び第3項に定めるもののほか、第2章の規定を準用するものとする。この場合において、第2章中「総括監督員」とあるのは「副総括監督員」と、「検査役」とあるのは「総括監督員」と読み替えるものとする。

- 2 副総括監督員は、前項の規定により準用された第11条第5項、第14条第2項、第15条第2項及び第21条第3項によって変更又は指示を与えたときは、その結果を総括監督員に報告しなければならない。

- 3 総括監督員は、第2章の規定において、副総括監督員から報告を受け、又は指示を求められた事項については、検査役に報告し、又は指示を求めるものとする。

(分任契約担当役に係る場合の監督)

第37条 工事の監督に当たって、分任契約担当役の契約した工事に係る場合については、第2章の規定を準用するものとする。この場合において、第2章中「総括監督員」とあるのは、「分任検査役」と読み替えるものとする。

附 則

この達は、平成16年7月1日から施行する。

別表 (イ) (ロ)

		監 督 員				
		上席総括 監督員	総 括 監督員	副総括 監督員	主 任 監督員	監 督 係 員
契約担 当役の 契約し た工事 に係る 場合	本社、本 部、支社、 地域支社、 事業本部		課長、チ-ムリ -ダー、室長 又は検査 役が命じ る者	5 級又は 4 級※	4 級又は 3 級	3 級以 下
	開発事務 所、都市再 生事務所 で小事務 所以外	所長 (P M)	課長	5 級又は 4 級※	4 級又は 3 級	3 級以 下
	開発事務 所、都市再 生事務所 で小事務 所、 特定再開 発事務所、 都市開発 事務所		所長 (P T)	課長	5 級、4 級 又は 3 級	3 級以 下
	住宅管理 センター			5 級又は 4 級※	4 級又は 3 級	3 級以 下
	工事事務 所		所長	5 級又は 4 級※	4 級又は 3 級	3 級以 下
	公園事務 所		所長又は 副所長	課長	5 級、4 級 又は 3 級	3 級以 下
	分任契 約担当 役の契 約した 工事に 係る場 合	担当各部 門			5 級又は 4 級※	4 級又は 3 級
	公園事務 所		課長	課長	5 級、4 級 又は 3 級	3 級以 下

※ その他、検査役が任命する者